

併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について

平成19年6月22日
司法試験委員会

1 経緯

当委員会は、平成17年2月28日、新旧司法試験併行実施期間中の新旧司法試験合格者について一応の目安となる概略的な数字（以下「概数」という。）を示した。その際は、法科大学院がまだ開設されて1年も経たない段階にあり、認証評価機関による評価も実施されておらず、法科大学院の教育成果を確認できる十分な客観的資料を得るまでに至っていなかったことから、新司法試験については、同18年及び同19年について合格者の概数を示すにとどめ、他方、旧司法試験については、旧司法試験の併行実施が新制度への切替えに至る移行措置として位置付けられていることから、新旧司法試験併行実施期間全般にわたる一応の方向性を示すとともに、同18年及び同19年について合格者の概数を示したものである。

当委員会は、その後も、関係各方面からのヒヤリングを実施するとともに、当委員会に寄せられた各方面の意見等を参考にして、新旧司法試験併行実施期間中の司法試験の合格者の概数について検討を継続してきた。その間、同18年には、法学既修者が、法科大学院の課程を修了し、新司法試験を受験し、司法修習生となり、同19年には、法学既修者のほか、いわゆる未修者コースの者も法科大学院の課程を修了し、新司法試験を受験した。さらに、一部の法科大学院については、第三者機関による認証評価が行われ、その結果が公表されている。このように、法科大学院の教育成果について、ある程度の客観的な資料が得られ始めているため、当委員会は、同20年以降の新旧司法試験併行実施期間中の新旧司法試験合格者について検討し、その概数を示すこととする。

なお、平成17年に示した司法試験の合格者の概数と同様に、資格試験である司法試験の合否は、受験者が法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有しているかどうかに基づいて判定されるのであるから、ここで示す合格者の概数は、実際の試験結果に基づき当然変動し得る性質のものである。

2 合格者数を考える上での考慮事項

(1) 全般的な事項

司法制度改革審議会意見及びこれを受け閣議決定された司法制度改革推進計画においては、司法試験の合格者数については、平成22年ころには、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、3,000人程度とすることを目指すとされている。

(2) 新司法試験関係

当委員会は、平成17年に司法試験の合格者の概数を示した際、同20年以降の新司法試験の合格者数については、今後の法科大学院における教育の実績、司法試験の受験者の動向等を見定めながら、更に検討することが適切であるとした。

そこで、当委員会においては、法科大学院における教育の実績について、ヒヤリングを行うなどして検討してきたところであるが、法科大学院の課程を修了した者については、基本的知識が不十分であり、実体法を事案に当てはめて法的に思考する能力が不足しているとの指摘もあり、充実した教育や厳格な成績評価及び修了認定が行われていない法科大学院があることがうかがわれるが、他方、法的思考力を養成する充実した授業が行われ、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究）が推進され、厳格な成績評価及び修了認定がされていると考えられる法科大学院もある。

また、新司法試験の受験者の動向についてであるが、新司法試験の受験予定者のうち受験をしなかった欠席者の動向等が不明で、同20年以降の新司法試験受験者数の動向の予想をすることは困難である。

しかし、同17年度及び同18年度の法科大学院入学者中の修了者の割合、同18年及び同19年の法科大学院修了者中の司法試験受験者の割合、新司法試験の受験資格は法科大学院修了後5年間の受験期間に限られていること等に照らすと、新旧司法試験併行実施期間の終了する平成22年ころまでは受験者数が年々増加していくのではないかと思われる。

そして、制度の移行期において、各年の受験者間の合格率にある程度の高低が生じるのはやむを得ないが、一般論としては、試験制度としての公平性・安定性は重要な要素であり、各年の受験者間の合格率の公平にはある程度留意する必要がある。

(3) 旧司法試験関係

旧司法試験は、新制度導入に伴う移行措置として実施されるものであり、新制度導入前に旧司法試験を受験していた受験生に不当な不利益を与えないように、新司法試験と併行実施されることとされたものである。

そして、平成17年に司法試験の合格者の概数を示した際にも、旧司法試験合格者数については、旧司法試験が新制度導入に伴う移行措置として実施されることを考慮すれば、同20年以降の合格者数は、同19年の合格者数から更に減少させたとしても、受験者に不当な不利益を与えるものではないとしたところである。

旧司法試験の受験者数については、同17年から同19年にかけて、毎年、相当程度減少している。

3 平成20年ないし同22年における合格者の概数

(1) 新司法試験

新司法試験の合格者の概数については、いまだ不確定要素が多いことからある程度幅のある数字とならざるを得ないが、平成17年に合格者の概数を示した際、同18年については900人ないし1,100人程度、同19年はその2倍程度の人数を一応の目安とするとしたことを踏まえ、上記2で述べた考慮事項を勘案し、各法科大学院が、今後、入学者の適性の適確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させていくことを前提として、同20年は2,100人ないし2,500人程度を、同21年は2,500人ないし2,900人程度を、それぞれ一応の目安とし、同22年については、司法制度改革審議会意見及び司法制度改革推進計画の趣旨を尊重し、2,900人ないし3,000人程度を一応の目安とするのが適当と考える。

(2) 旧司法試験

旧司法試験の合格者の概数については、平成17年に合格者の概数を示した際、同18年は500人ないし600人程度、同19年は300人程度を一応の目安とするとしたことを踏まえ、上記2で述べた考慮事項を勘案し、同20年は200人程度を、同21年は100人程度を、同22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

4 法科大学院に期待するもの

当委員会は、各法科大学院が、これまで、プロセスによる法曹養成制度の中核として、それぞれの創意をもって、教育の充実に努めてきたものと承知している。当委員会としては、今後も、各法科大学院が、文部科学大臣による設置計画履行状況調査及び第三者機関による認証評価等を踏まえ、自校修了者の新司法試験の結果及び司法研修所における司法修習生考試の結果等も考慮して、入学者の適性の適確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させるなどし、法科大学院の課程を修了する者の資質を更に向上させ、21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすことのできる優れた資質と能力を備えた法曹を育成する責務を果たしていくことを期待する。